

風早北部 防犯情報 しょうなん

SHOW "No Action No result"



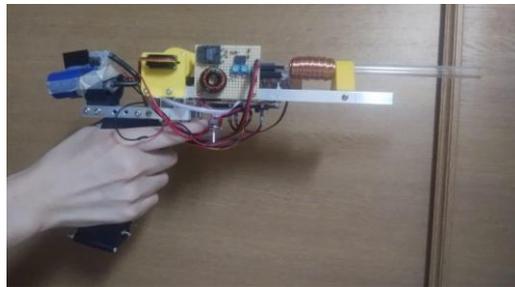
電磁石銃(コイルガン)所持が違法になります 今年6月の銃刀法改正で 9ヶ月以内に所持が違法

今年6月14日から9カ月を超えない範囲で各自治体政令にて定める日以降、所持が規制されます（本件の詳細はお住いの都道府県警察本部に照会願います）。

規制対象となる電磁石銃（コイルガン）とは？

〈警視庁ホームページから引用〉電磁石の磁力により金属製弾効を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属製弾効の運動エネルギーの値が、人も生命に危険を及ぼし得るものとして同府令で定める値以上なるもの。☞内閣府令の制定は今後、上記猶予期間内に明らかになる模様。

コイルガンの一例画像→



東京工業大学ロボット研究会
公式ブログから引用

コイルガンは自作(手製)が可能なモノも多く、種類は様々ですので、規制対象にあたるかは、最寄りの警察署に持ち込んでの相談が推奨されます。もしコイルガンが規制対象と認定された場合は、廃棄扱いとして無償で警察署に引き取ってもらうことで、期間内で手続きを行うことで、処罰の対象からは免れます。

仮に「合法」とネット市場等での触れ込みで販売されているものでも、実際には所持禁止の対象になることで不法所持で処罰されますので、不安に感じたら迷わず最寄りの警察署へ相談しましょう。

裏面は本件規制に関する広報（千葉県警察本部配信のチラシ）です